

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	会計課

契約業者名・住所	株式会社日立システムズ千葉支店 千葉市中央区富士見2丁目20番1号
工事等の名称	松戸市WEB明細通知システム利用契約
工事等の場所	松戸市が定めるところ
種別	システム賃貸借契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	利用料1通あたり30円(税抜き) ただし最低利用料1ヵ月あたり6,000円(税抜き)
工事等の概要	支払先である事業者や団体等に対し、WEBを介して支払明細を配信する。
随意契約の理由	<p>「内国為替制度運営費」の新設により、公金支出に振込手数料がかかることとなったことに伴い、本市では同一支払日に同一債権者かつ同一口座に振込を行う際に、名寄せして振込をすることで手数料の削減に取り組んでいる。</p> <p>名寄せ処理により振込データが集約されることから、振込先の事業者が支払データの明細を確認できる環境を提供する必要があるため、令和7年7月から「松戸市WEB明細通知システム」を導入、サービス提供を開始し、明細配信により事業者の利便性向上に供しているところである。</p> <p>本業務は、財務会計情報における業者の口座情報等を扱うものであるため、業務の実施に際しては、情報を適切に保護確保するためのシステム運用上の信頼性が特に要求される。それらを踏まえ、次の条件を充たしている必要がある。</p>

- 1 松戸市統合内部事務システムから出力されるデータを用いたWEB明細の作成及びクラウドサービスを介した安定的かつセキュアな配信ができること。
- 2 システムを利用する事業者に対して、安定したサービスの提供を継続できるとともに、過去の配信履歴の保持等の事業者の利便性向上に資する機能を有すること。
- 3 本市で他システムの導入、運用等の実績を備えており、不具合や障害発生時に、正常に使用できる状態まで迅速に復旧した実績を有していること。

株式会社日立システムズ千葉支店にあっては、本市で運用する「松戸市WEB明細通知サービス」の開発事業者であり、上記の条件を全て満たすことから、本業務を履行させる事業者として最も適任である。

したがって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とする。